

省令改正等の  
検討中の内容を含む

障害者福祉システム等標準化検討会（第3回）  
令和6年3月8日 【資料2】

# 障害者福祉システム等標準化検討会 （第3回）

標準仕様書2.1版から3.0版案  
の変更概要等

令和6年3月8日  
事務局提出資料

1. 標準仕様書3.0版案の対応内容と残課題 P2-3
2. 全国意見照会(令和6年1月29日(月)～2月9日(金))の結果 P4-5
3. 各検討論点の対応概要 P6-20
  - ・検討論点1: 令和6年4月施行の障害者総合支援法等一部改正の対応(検討中の内容を含む)
  - ・検討論点2: 特別児童扶養手当証書の廃止に伴う標準仕様書の見直し(検討中の内容を含む)
  - ・検討論点3: 公費負担医療のオンライン資格確認の対応
  - ・検討論点4: 指定都市要件の「再検討」等について必要な要件の追加
  - ・検討論点5: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大
  - ・検討論点6: 標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直し(検討中の内容を含む)
4. 2月WT後の標準仕様書の変更点 P21-25
5. 主な継続検討事項や確認事項 P26

# 1. 標準仕様書3.0版案の対応内容と残課題(1/2)

○ 各検討論点に対して、標準仕様書3.0版案で対応した内容及び残課題は、以下のとおりとなります。

No	検討の論点	見直しの契機	検討時期			3.0版案への反映内容と残課題
			11月 WT	1月 WT	2月 WT	
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	制度改正	—	—	—	<p>現時点において、「審査支払等システムのインターフェース仕様書(案)」に対しては標準仕様書の見直しは不要と考えており、3.0版案に反映していない。</p> <p><b>【残課題】</b>  <u>「介護給付費等に係る支給決定事務等について」や「障害児通所給付決定事務等について」の案を確認の上、必要に応じて3.0版に反映する可能性がある。</u></p> <p>なお、令和7年10月利用開始の就労選択支援の創設に伴う標準仕様書の見直しは、令和6年度を想定している。</p>
2	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応	制度改正	○	—	○	<p>省令改正案を踏まえた3.0版案について、11月WTで検討し、全国意見照会のご意見等を反映した内容を2月WTで検討しており、省令改正案を踏まえた対応は完了している。</p> <p><b>【残課題】</b>  <u>令和5年政令第317号において、証書の廃止について令和6年7月1日に施行することとなっているが、現時点において省令改正検討中であるため、省令改正案のパブリックコメント等を踏まえ、3.0版に反映する可能性がある。</u></p>
3	公費負担医療のオンライン資格確認の対応	制度改正以外	○	○	○	<p><b>【対応完了】</b>            デジタル庁から提供されたPMH設計書を踏まえ、自立支援医療のオンライン資格確認を行うために必要な機能は3.0版案に反映している。</p>

# 1. 標準仕様書3.0版案の対応内容と残課題(2/2)

No	検討の論点	見直しの契機	検討時期			3.0版案への反映内容と残課題
			11月 WT	1月 WT	2月 WT	
4	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	—	○	—	<b>【対応完了】</b> 指定都市要件検討分科会における検討や指定都市向け意見照会を実施し、必要な機能を3.0版案に反映している。
5	指定都市要件の指定都市以外の市区町村へ拡大 ・指定都市要件の「成案」で、2.1版に反映済の機能(39件)について必要な機能 ・検討の論点4で追加となった機能について必要な機能	制度改正以外	—	○	—	<b>【対応完了】</b> 指定都市機能のうち、人口規模や大量処理のために必要な機能で標準化PMOツール等で意見をいただいている要件を拡大対象として、3.0版案に反映している。
6	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた見直し	制度改正以外	○	○	○	<b>【対応完了】</b> 令和5年度に寄せられたご意見について、WTの検討を踏まえて3.0版案に反映している。  <b>【継続検討】</b> 自立支援医療のオンライン資格確認に伴う受給者証の扱い等、令和6年度以降の検討としている9件のご意見については、令和6年度に申し送りしている。

- ※ 正誤対応も行っており、3.0版案に含めております。改定種別が「補記」・「訂正」としている機能が正誤対応に該当します。
- ※ 3.0版案と整合するデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)は、令和6年4月改定で予定されています。
- ※ こども未来戦略会議(令和5年12月12日開催)で示された障害児に関する補装具費支給制度の所得制限の撤廃については令和6年4月1日施行の予定ですが、標準仕様書への影響はない予定です。

## 2. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

○ 全国意見照会(令和6年1月29日(月)～2月9日(金))のご意見は、**22団体**より**109件**寄せられた。

※ 意見なしの回答207団体は含めておりません。

○ 制度改正や新たな政策に伴う標準仕様書の改定内容に対する回答も多く寄せられた。

自治体 分類	「特別児童扶養手当 証書の廃止に伴う対 応」 に関するご意見		「公費負担医療のオ ンライン資格確認の 対応」 に関するご意見		「その他の見直し」 に関するご意見		回答団体合計 (実数)		意見合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	率	意見数	率
都道府県 (47)	1	1	0	0	1	4	2	9.1%	5	4.6%
指定都市 (20)	1	1	4	8	6	62	6	27.3%	71	65.1%
中核市 (62)	0	0	1	3	1	1	1	4.5%	4	3.7%
特別区 (23)	2	3	0	0	0	0	2	9.1%	3	2.8%
市町村 (1,636)	7	7	3	6	4	13	11	50.0%	26	23.8%
合計 (1,788)	11	12	8	17	12	80	22	100%	109	100%

## 2. 全国意見照会②(意見集約結果)

- 109 件のご意見のうち、10 件に対して3.0版案へ反映しています。
- 継続検討としている事項はございません。

対応方針	「特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応」に関するご意見	「公費負担医療のオンライン資格確認の対応」に関するご意見	「その他の見直し」に関するご意見	合計	
				件数	率
3.0版案へ反映	3	3	4	10	9.2%
未対応 (規定済、代替可等)	9	14	76	99	90.8%
継続検討	0	0	0	0	0%
合計	12	17	80	109	100%

# 3. 検討論点1: 令和6年4月施行の障害者総合支援法等一部改正の対応(1/3)

検討中の内容を含む

- 「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第45回)」(令和6年2月6日開催)において、以下のとおり令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容が示されています。

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
<職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等>
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
<地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価(生活介護・施設・グループホーム等)  
<基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等>
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)  
<障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)【新設】10単位/月 等>
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)  
<虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
<栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し  
<基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
- ・ 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)  
<管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>

### 2 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
<特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
<入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上>
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
<居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

### 3 日中活動系サービス(生活介護・短期入所)

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
<生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価(生活介護・施設・短期入所)  
<人員配置体制加算(Ⅰ)利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
<緊急短期入所受入加算(Ⅰ)180単位 ⇒ 270単位 等>
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
<医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

### 4 施設系・居住支援系サービス(施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助)

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
<意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】60単位/日等>
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定  
<基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
<地域移行支援体制加算【新設】>
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
<自立生活支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等>
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
<グループホームの基本報酬の見直し>
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
<運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

1~4について、現時点では標準仕様書の機能の見直しは不要と想定。

【出典】「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第45回)」(令和6年2月6日開催)

# 3. 検討論点1: 令和6年4月施行の障害者総合支援法等一部改正の対応(2/3)

検討中の内容を含む

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

### 5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価  
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

### 6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型  
・就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

### 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等＞

【出典】「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第45回)」(令和6年2月6日開催)

### 8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援  
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価  
＜中核機能強化加算【新設】 22単位~155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位~187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ)60単位)、延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜規模グループA加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日  
規模グループB加算 299単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

令和7年10月利用開始の就労選択支援の創設に伴う標準仕様書の見直しは、令和6年度を想定。

### 3. 検討論点1: 令和6年4月施行の障害者総合支援法等一部改正の対応(3/3)

検討中の内容を含む

- 「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書(案)等の提示について(その2)」(令和6年2月29日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係)において、インタフェース仕様書(案)等の修正・追加が示されています。現時点において、市町村事務に係る新たなインタフェースの追加は無いことから、標準仕様書の見直しは行っていません。

#### 障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書

令和6年4月施行分

(1) 事務連絡(令和6年2月29日) 事務連絡(令和6年1月31日)	[PDF]
(2) インタフェース仕様書(共通編)	[PDF]
(3) インタフェース仕様書(都道府県編)	[PDF]
(4) インタフェース仕様書(市町村編)	[PDF]
(5) インタフェース仕様書(事業所編)	[PDF]
(6) インタフェース仕様書(修正履歴) 【2月修正履歴】 インタフェース仕様書(案)(共通編)(修正履歴) インタフェース仕様書(案)(都道府県編)(修正履歴) インタフェース仕様書(案)(市町村編)(修正履歴) インタフェース仕様書(案)(事業所編)(修正履歴)	[PDF] [PDF] [PDF] [PDF]

現時点で示されている「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書(案)」においては、標準仕様書の見直しはない。

- 現時点では、「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書(案)」が示されているが、「**介護給付費等に係る支給決定事務等について**」及び「**障害児通所給付決定事務等について**」の見直しについても厚生労働省、こども家庭庁で検討中であるため、見直し内容によっては、3.0版に反映する可能性があります。

例: 障害福祉サービス受給者証の帳票レイアウトの変更イメージ

(十一) 療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄			(十二) 就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助事業者記入欄		
番号	事業者及びその事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日	番号	事業者及びその事業所の名称	利用開始日 利用終了日
1		入所(居)日 年 月 日	1		契約日(入居日) 年 月 日
		退所(居)日 年 月 日			サービス提供終了日(退居日) 年 月 日
2		入所(居)日 年 月 日	2		契約日(入居日) 年 月 日
		退所(居)日 年 月 日			サービス提供終了日(退居日) 年 月 日
予備欄			予備欄		

現時点では帳票レイアウトの変更のみを想定している。

## 4. 検討論点2: 特別児童扶養手当証書の廃止に伴う標準仕様書の見直し(1/3)

検討中の内容を含む

- 特別児童扶養手当証書の廃止は、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するために対応するものです。証書の廃止に伴い、特別児童扶養手当に関する標準仕様書3.0版案は、以下のとおり対応しています。

**なお、3.0版案は現時点における内容であり、省令改正等の検討中であるため、今後、変更する可能性があります。**

標準仕様書	追加	修正	削除	主な対応内容
障害者福祉システム標準仕様書(本編)	なし	なし	なし	—
(別紙1)業務フロー	あり	あり	なし	「10 受給証明」を追加、亡失届不要に伴う修正 等
(別紙2)機能・帳票要件	あり	あり	あり	証書交付日を削除し証明書交付日を追加 等
(別紙2)機能・帳票要件(指定都市)	なし	なし	あり	証書の印字に関する機能(機能ID:0228038)を削除 等
(別紙3)帳票詳細要件	あり	あり	あり	帳票レイアウトの変更に伴う変更
(別紙4)帳票レイアウト	あり	あり	あり	証書を削除、受給証明書を追加 等

- 特別児童扶養手当に関する標準仕様書(業務フロー)の3.0版案は、以下のとおり対応しています。

小分類	変更	主な対応内容
01 認定請求～認定	修正	「証書」に関する記載を削除、「証書の交付について」の出力・「証書受領書」の作成 等
02 資格喪失	修正	「証書交付停止報告書」に関するコメントを削除 等
03 所得状況届	修正	「証書受領書」の提出に関する記載の削除、受給証明書に関するコメントを追加 等
04 有期認定	修正	「証書」に関する記載を削除、「証書の交付について」の出力・「証書受領書」の作成 等
05 変更届(氏名・住所・口座→再交付申請・証書亡失届等)	修正	再交付申請、証書亡失届に関する記載を削除
06 額改定請求	修正	「証書」に関する記載を削除、「証書の交付について」の出力・「証書受領書」の作成 等
07 年齢到達	—	変更なし
08 一時差止	—	変更なし
09 手当支払	—	変更なし
10 受給証明	追加	新規追加

# 4. 検討論点2: 特別児童扶養手当証書の廃止に伴う標準仕様書の見直し(2/3)

検討中の内容を含む

○ 特別児童扶養手当に関する標準仕様書(機能・帳票要件)3.0版案の主な対応内容は、以下のとおりとなります。

機能・帳票要件					【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.1-	修正	0221145	特別児童扶養手当の申請・届出情報(認定請求・転入・再認定・額改定請求・額改定届・証書亡失届・障害状況届・変更届・所得状況変更届・所得状況変更届・支給停止関係届・辞退届・喪失・死亡・転出・未支払請求・取下げ・職権処理を含む)を管理(登録・修正・削除・照会)できること	◎	◎	【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、証書亡失届の管理が不要となり、受給証明の管理が追加となることから、当該機能IDを欠番とする。	【第3.0版】機能ID: 0221310から修正	令和8年4月1日
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.1.	修正	0221310	特別児童扶養手当の申請・届出情報(認定請求・転入・再認定・額改定請求・額改定届・障害状況届・変更届・所得状況届・所得状況変更届・支給停止関係届・辞退届・受給証明・喪失・死亡・転出・未支払請求・取下げ・職権処理を含む)を管理(登録・修正・削除・照会)できること。	◎	◎	【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、証書亡失届の管理が不要となり、受給証明の管理が追加となることから、当該機能を追加している。	【第3.0版】機能ID: 0221145から修正	令和8年4月1日
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.10-	修正	0221164	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 証書交付日 証書番号 支給開始年月 改定年月 資格状態コード ※1 判定日は判定結果に応じた日付とする ※2 判定結果コードには却下・認定の他に取下も含むこと	◎	◎	資格状態は、申請・認定・却下・取下・喪失を管理するものとし、差止・差止解除・支給停止・支給停止解除・現況届未提出は各管理項目の入力状態で管理する。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、「証書交付日」の管理が不要、管理項目名が「証書番号」から「番号」に変更、「証明書交付日」、「証明書要否コード」の管理が追加となることから、当該機能IDを欠番とする。	【第3.0版】機能ID: 0221311から修正	令和8年4月1日
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.10.	修正	0221311	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード 証明書交付日 証明書要否コード 番号 ※従来の証書番号と同一 支給開始年月 手当月額 改定年月 資格状態コード ※1 判定日は判定結果に応じた日付とする ※2 判定結果コードには却下・認定の他に取下も含むこと			資格状態は、申請・認定・却下・取	【第3.0版】機能ID: 0221164から修正	令和8年4月1日
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p><b>管理項目を以下のとおり変更している。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「証書交付日」を削除</li> <li>「証書番号」から「番号」に項目名変更</li> <li>「証明書交付日」を追加</li> <li>「証明書要否コード」を追加</li> </ul> </div>										
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.10-	修正	0221165	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 1級児童数 2級児童数 手当月額 証書記号 却下理由 転入前住所地最終支給年月	○	○	証書記号は、都道府県事務取扱準則、指定都市事務取扱準則により都道府県・指定都市ごとに定められており、都道府県・指定都市をまたがる住所変更時は、転出先にて新たな証書記号による証書を作成するため、証書記号は標準オプションとしている。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名が「証書記号」から「記号」に変更となることから、当該機能IDを欠番とする。	【第3.0版】機能ID: 0221312から修正	令和8年4月1日
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.10.	修正	0221312	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 1級児童数 2級児童数 記号 ※従来の証書記号と同一 却下理由 転入前住所地最終支給年月	○	○	記号は、都道府県事務取扱準則、指定都市事務取扱準則により都道府県・指定都市ごとに定められており、都道府県・指定都市をまたがる住所変更時は、転出先にて新たな記号による台帳を作成するため、記号は標準オプションとしている。 【第3.0版】特別児童扶養手当証書の廃止に関する省令改正により、管理項目名を「証書記号」から「記号」に変更している。また、標準化PMOツールへの意見等により「手当月額」を実装必須機能に変更するため削除している。	【第3.0版】機能ID: 0221165から修正	標準オプション機能であるため未規定

「証書記号」から「記号」に項目名変更

# 4. 検討論点2: 特別児童扶養手当証書の廃止に伴う標準仕様書の見直し(3/3)

検討中の内容を含む

○ 特別児童扶養手当に関する標準仕様書(帳票レイアウト)の3.0版案は、以下のとおり対応しています。

帳票名	省令・通知様式	変更点
01 市町村_特別児童扶養手当受給資格者名簿(表面)	市町村事務取扱準則 様式2号	修正 証書の交付・返付欄の削除、レイアウト調整
02 市町村_特別児童扶養手当受給資格者名簿(裏面)		修正 「証書の記号・番号」の文言を修正
03 指定都市_特別児童扶養手当受給資格者台帳(表面)	指定都市事務取扱準則 様式3号	修正 証書欄の削除、レイアウト調整
04 指定都市_特別児童扶養手当受給資格者台帳(裏面)		修正 「証書の記号・番号」の文言を修正
05 特別児童扶養手当関係書類提出書	市町村事務取扱準則 様式4号	- 変更なし
06 特別児童扶養手当証書受領書	市町村事務取扱準則 様式5号	削除
07 特別児童扶養手当住所・支払金融機関変更届処理済報告書	市町村事務取扱準則 様式7号	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正
08 証書の交付について	-	削除
09 障害状態再審査(診断)請求書の提出について	-	修正 「証書番号」の文言を修正
10 所得状況届の提出について	-	修正 「証書番号」の文言を修正、提出書類から証書を削除
11 所得状況届	省令第4条 様式第6号	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正
12 現況届	-	修正 「証書番号」の文言を修正
13 特別児童扶養手当認定通知書	省令第17条 様式第11号	修正 「証書の記号番号」の文言を修正、裏面の注意を修正
14 特別児童扶養手当支給停止通知書	省令第17条 様式第11号の2	修正 「証書記号・番号」の文言を修正
15 特別児童扶養手当認定請求却下通知書	省令第18条 様式第12号	- 変更なし
16 特別児童扶養手当額改定通知書	省令第19条 様式第13号	修正 「証書記号・番号」の文言を修正
17 特別児童扶養手当額改定請求却下通知書	省令第17条 様式第14号	修正 「証書記号・番号」の文言を修正
18 特別児童扶養手当資格喪失通知書	省令第24条 様式第15号	修正 「証書記号・番号」の文言を修正
19 特別児童扶養手当受給資格者移管通知書	都道府県事務取扱準則 様式第7号	修正 「手当証書の記号・番号」の文言を修正
20 特別児童扶養手当有期認定通知書	「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」別紙様式	修正 「証書記号・番号」の文言を修正
21 特別児童扶養手当証書	「特別児童扶養手当証書の様式を定める省令」様式	削除
22 特別児童扶養手当認定請求書	省令第1条 様式第1号	修正 裏面の「証書番号」の文言を修正
23 特別児童扶養手当額改定請求書	省令第2条 様式第4号	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正、証書枠削除し整形、裏面の注意を修正
24 特別児童扶養手当額改定届	省令第3条 様式第5号	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正、証書枠削除し整形、裏面の注意を修正
25 特別児童扶養手当証書亡失届	省令第10条 様式第8号	削除
26 特別児童扶養手当資格喪失届	省令第11条 様式第9号	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正、裏面の注意を修正
27 未支払特別児童扶養手当請求書	省令第13条 様式第10号	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正
28 特別児童扶養手当記載事項変更届	-	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正、証書枠削除
29 特別児童扶養手当転出届	-	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正、証書枠削除
30 特別児童扶養手当障害状態再審査(診断)請求書	-	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正
31 支給停止解除通知書	指定都市事務取扱準則 様式7号	修正 「証書の記号・番号」の文言を修正、注意文を削除
32 特別児童扶養手当証書再交付申請書	-	削除
33 特別児童扶養手当所得状況届督促通知書	-	修正 「証書番号」の文言を修正
34 特別児童扶養手当支払対象者一覧表	-	修正 「証書番号」の文言を修正、記入例を修正
35 特別児童扶養手当受給証明書	-	追加
36 特別児童扶養手当受給証明申請書	-	追加

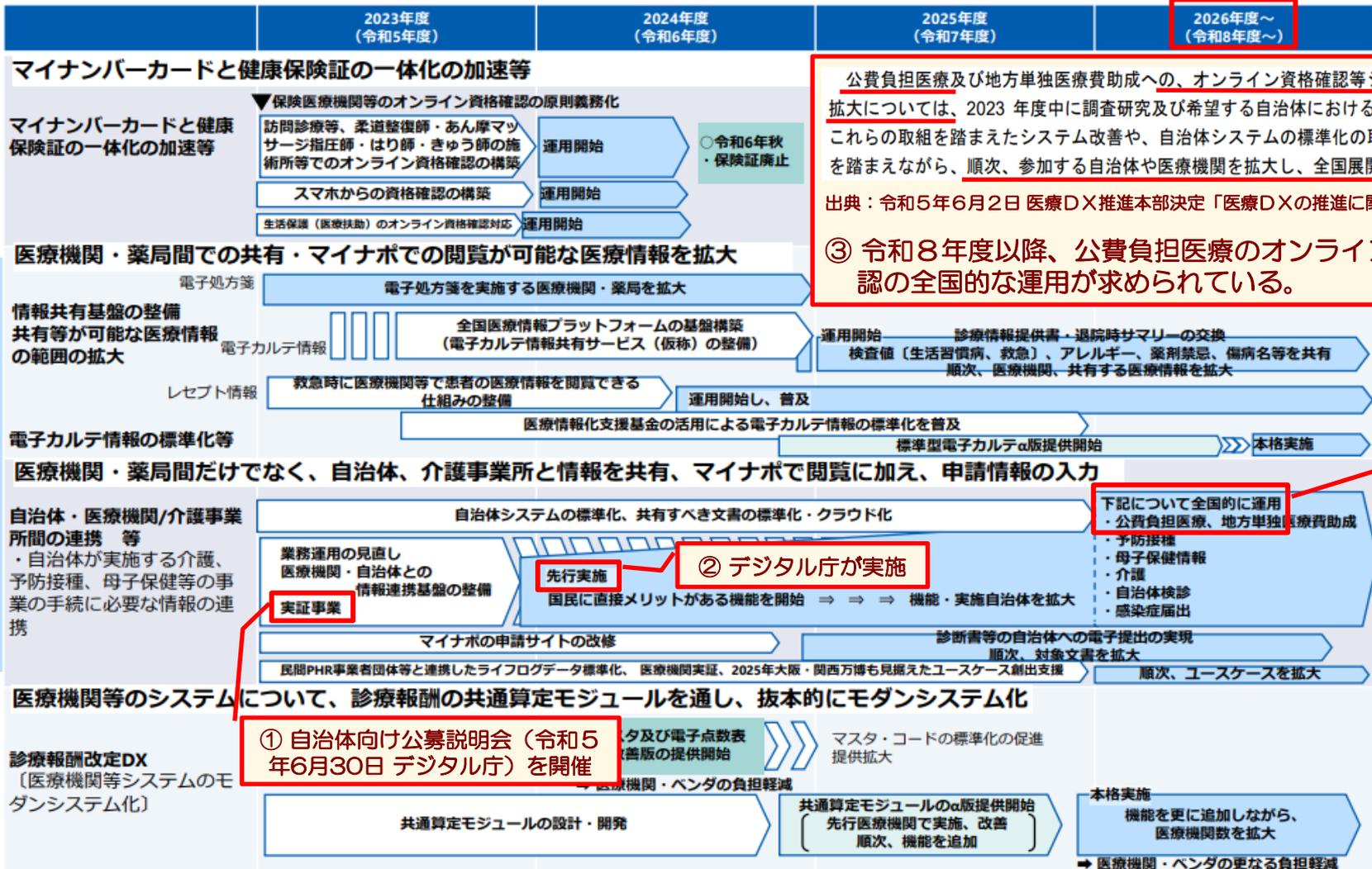
帳票詳細要件も合わせて修正している。

# 5. 検討論点3: 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(1/4)

## 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

令和8年度以降の全国的な運用を見据え、標準準拠システムの対応が必要となる。

全国医療情報プラットフォームの構築



公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。

出典：令和5年6月2日 医療DX推進本部決定「医療DXの推進に関する工程表」

③ 令和8年度以降、公費負担医療のオンライン資格確認の全国的な運用が求められている。

出典：内閣官房 令和5年6月2日 医療DX推進本部決定「医療DXの推進に関する工程表（全体像）」

## 5. 検討論点3: 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(2/4)

- デジタル庁が規定するPMHに関する仕様書等を踏まえ、PMHと連携するための検討論点及び対応方針は以下のとおりです。

No	検討論点	事務局の見解	主なご意見	対応方針
1	連携頻度は、1日1回以上の頻度でよいか	自動化できる部分であるため、可能ではないか	地方単独医療費助成では、連携頻度を随時(5分おきなど)にすることは可能か	1日1回以上の連携頻度であれば問題ない
2	連携データは、毎回、全件(差分は不可)でよいか	回線利用料、帯域利用による他処理への影響、処理時間等の増加要因となるため、当初は全件、以後は差分が適切と考える	対象者が多いため、毎回全件送信となると多大な送信時間の増加やネットワーク負荷が予想されるため、差分としてほしい	「全件又は差分」に変更し、「差分連携を推奨」を追記している
3	適合基準日は令和8年4月1日でよいか	令和8年度以降の全国的な運用を見据えた政策上必要な機能である	特になし	実装必須機能は適合基準日を令和8年4月1日としている
4	登録する履歴データに不明点はないか	毎回全件の場合には処理日時点で有効期間が有効又は未来のデータでよいか 差分とする場合は処理日時点で新たに上記に該当するデータでよいのではないか	有効期間内に転出死亡等した場合や遡及して支給決定した場合や訂正した場合も必要ではないか	現状の受給者証の券面と同様とする必要があることを基本として、「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」を標準仕様書に追加して明確化している なお、差分連携に伴いPMH仕様書が変更された場合は令和6年度の検討で見直す予定
5	登録する項目に不明点はないか	「性別」の扱いは既定済。その他の項目で不明点はないか	自己負担上限額は所得区分に応じた固定額であるため、負担率はnullで問題ないか	
6	自己負担上限額の上乗せ支給時の扱い	標準化後も上乗せ後の自己負担上限額を扱えるように対応する	自治体独自で上乗せ助成している場合、上乗せした結果を設定すればよいか	
7	JSON形式のAPI連携のみで問題ないか	先行事業におけるCSVファイルを利用したPMH連携は標準化に向けた過渡期の対応であるため、標準化としてはAPI連携のみとするが問題ないか	過渡期であるため庁内連携においてはファイル連携となっていることや、対象件数が多いため、ファイル連携を認めてほしい	JSON形式のAPI連携は1回の通信で複数件(全件)の連携は可能であり、認証はトークン情報をAPIのヘッダに設定する方式である

※ PMHとの連携に係る仕様書は、デジタル庁HP( <https://www.digital.go.jp/policies/health> )に掲載されています。

# 5. 検討論点3: 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(3/4)

○ 検討論点に対する対応方針を踏まえ、3.0版案は以下のとおり対応しています。

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。		【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準ID
8. 自立支援医療 (更生医療)	8.1. 受給者台帳管理機能		新規追加	0221332	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を連携する必要があることから、以下を管理できること。 【管理項目】 PMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額 PMH連携用独自上乗せ後の負担率	○	【第3.0版】 自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、管理項目を追加。	【第3.0版】 標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定
			PMH連携用の独自上乗せに対応する機能を追加	0221333	更生医療独自施策利用項目を利用した独自事業 (上乗せ) の負担上限額を、機能ID: 0221332 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額に自動反映できること。また、更生医療独自施策利用項目を利用した独自事業 (上乗せ) の所得区分から、PMH連携用独自上乗せ後の負担率をベンダの実装範囲において自動で設定できること。	○	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を更生医療独自施策利用項目で管理している負担上限額、所得区分から自動設定できる機能である。	【第3.0版】 標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定
8. 自立支援医療 (更生医療)	8.1. 受給者台帳管理機能		新規追加	0221278	JSON形式のAPI連携により、PMHに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800 基本設計書 API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API (自治体)」に準拠すること ※2 日次 (1日1回以上の頻度) で自動連携すること ※3 全件又は差分 (差分は不可) とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果 (コード、内容) を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH対象者情報登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 ・差分連携は令和6年度にデジタル庁が発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。 【第3.0版】 自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】 標準化検討会における検討により追加 障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日
8. 自立支援医療 (更生医療)	8.1. 受給者台帳管理機能		PMHとの連携機能を追加	0221334	PMHに、処理通番を基に受給資格情報の登録状況を照会できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800 基本設計書 API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API (自治体)」に準拠すること ※2 返却された照会結果 (コード、内容) を確認できること	○	・当機能は、医療費助成対象者情報登録API (自治体) のレスポンスにおいては登録エラー時のエラーリストやエラー詳細が含まれていないため、またPMHの登録受付以降は非同期処理で実施され、結果を即時に返却出来ない制約があるため、一定時間が経過した後に登録結果を確認するために利用する。 ・登録結果の確認をPMH画面で確認することも可能であるため標準オプション機能としている。 【第3.0版】 自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】 標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定
			PMH連携用の独自上乗せ項目を、受給者証等に印字できる機能に修正	0220892	機能ID: 0220865 の更生医療独自施策利用項目を利用して、独自事業 (上乗せ) の所得区分や負担上限月額等をベンダの実装範囲において各帳票の所得区分や自己負担上限額の欄等に印字できること。	○	・独自の独自上乗せ支給する場合の要件である。例えば負担上限月額が法定は5,000円のところ、独自助成により2,500円となる場合は、自立支援医療受給者証の自己負担上限額欄に対して「5,000円 (独自助成により2,500円)」と印字する要件であるが、独自助成成分の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。	【第3.0版】 標準化検討会における検討により機能ID: 0221335に修正	令和8年4月1日
8. 自立支援医療 (更生医療)	8.1. 受給者台帳管理機能	8.4.15.	修正	0221335	機能ID: 0220865 の更生医療独自施策利用項目を利用して、独自事業 (上乗せ) の所得区分、機能ID: 0221332 のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額等をベンダの実装範囲において各帳票の所得区分や自己負担上限額の欄等に印字できること。	○	・独自の独自上乗せ支給する場合の要件である。例えば負担上限月額が法定は5,000円のところ、独自助成により2,500円となる場合は、自立支援医療受給者証の自己負担上限額欄に対して「5,000円 (独自助成により2,500円)」と印字する要件であるが、独自助成成分の印字方法は自治体で様々であることからカスタマイズを抑制するためにベンダの実装範囲としている。	・【第3.0版】 標準化検討会における検討により機能ID: 0220892から修正 ・機能ID: 0220865 の更生医療独自施策利用項目、機能ID: 0221332 のPMHへの独自上乗せ後の自己負担上限額は、各帳票の「編集」や「自由記載」の領域に印字することは可能となっているが、印字欄が分かれることで利用者や事業者の誤認に繋がるおそれがあることから設けた要件である。	標準オプション機能であるため未規定

青字は2月WTの修正

# 5. 検討論点3: 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(4/4)

○ PMHへ連携する項目の設定内容は、「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」とおりとなります。

PMH登録時の自立支援医療設定内容.xlsx

障害者福祉システム標準仕様書【第3.0版】(案) .docx

- (別紙1) 業務フロー
- (別紙2) 機能・帳票要件
- (別紙3) 帳票詳細要件
- (別紙4) 帳票レイアウト
- (別添1) PMH登録時の自立支援医療設定内容

追加

## PMH登録時の自立支援医療設定内容

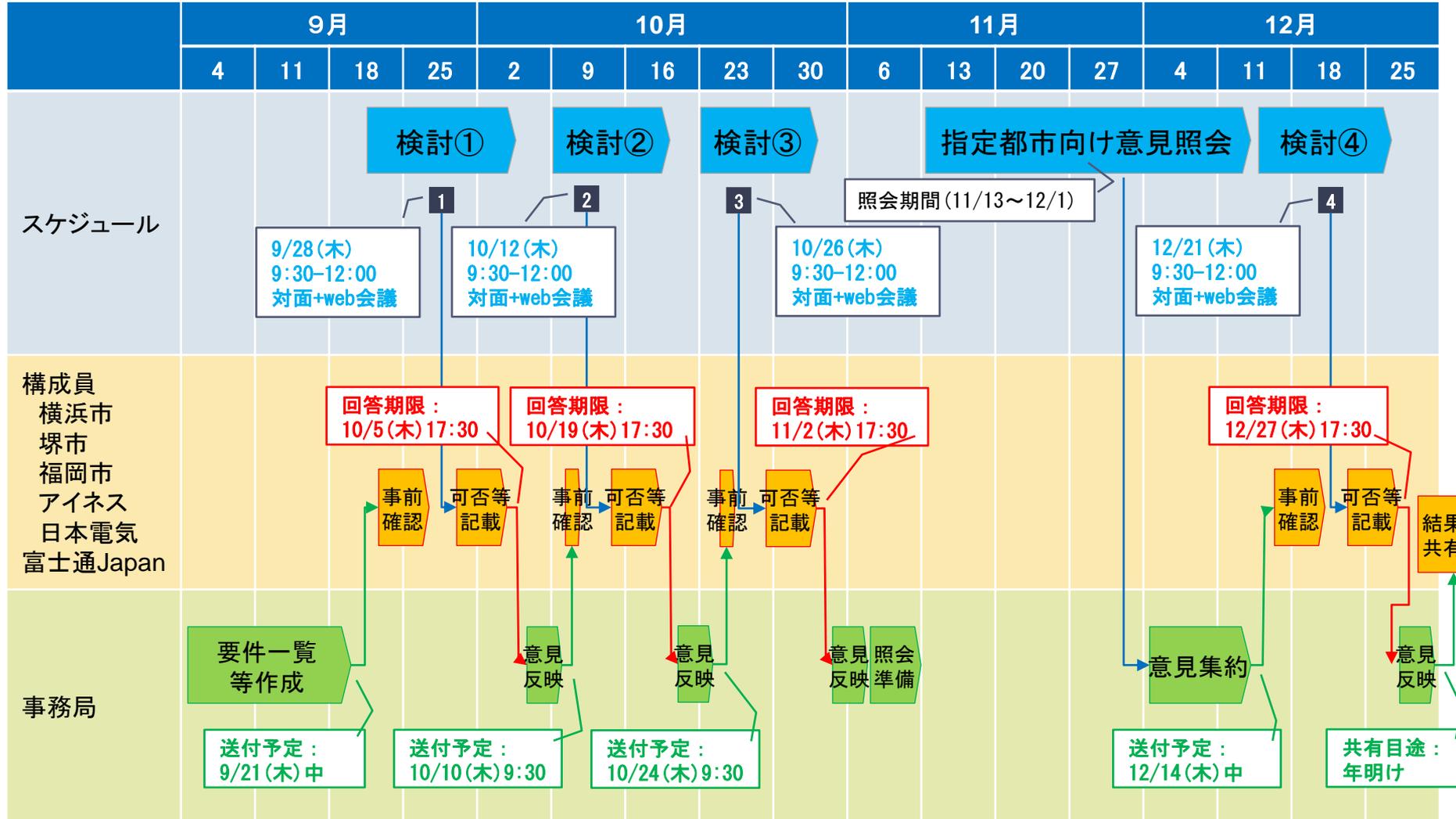
- ・当資料は、「【PMH】0703\_基本設計書\_ファイル設計書\_医療費助成対象者情報登録用ファイル\_Ver0.10」を元に作成しています。
- ・当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、JSON形式のAPI連携における各連携項目に対する設定内容として記載しています。
- ・送信時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定する必要があります。
- ・令和6年度にデンタル庁が差分連携に対応する予定であり、API設計書が変更となる場合は、当資料を見直します。

#	項目名(ヘッダ)	必須	桁数	データ型	固定長/可変長	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
1	機関別受給者証種別ID	○	50	string	可変	・自治体システム内で受給者証種類の管理用IDを記載する。	・自治体システムの中で受給者証の種類を一意に特定しているIDに相当するものを記載する。例えば、帳票IDが該当する。	パラメタ等により、更生医療、育成医療、精神通院医療を自治体ごとに一意に特定できるIDを設定する
2	個人番号(マイナンバー)	○	12	string	固定			個人番号(マイナンバー)を設定する
3	氏名	○	100	string	可変			個人番号(マイナンバー)と紐づく「氏名漢字」を設定する(受給者証の券面で通称名等が印字された場合も同様)
4	氏名カナ	○	100	string	可変			個人番号(マイナンバー)と紐づくフリガナを設定する
5	住所	○	500	string	可変			個人番号(マイナンバー)と紐づく住所を設定する
6	生年月日	○	10	date	固定	書式: YYYY-MM-DD		個人番号(マイナンバー)と紐づく生年月日を左記の書式に従い設定する 不詳の場合は「1900-01-01」を設定する
7	性別	○	1	string	固定	●コード値 0:不明 1:男 2:女		一律、「0」を設定する
8	不開示フラグ	○	-	boolean	固定	・対象者の情報を不開示にするかを表す。 ・DVフラグ(支援措置区分)に変わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。  ●設定値 false:開示 true:不開示		情報提供ネットワークを利用した不開示フラグと同様の取扱いで設定する なお、不開示フラグがtrueの場合、対象者の医療費助成情報は医療機関に連携されないこととなる
9	公費負担者番号		30	string	可変	・受給者証の公費負担者番号に該当するものを記載する。	・国が定めた公費負担者番号は8桁であるが、地方単独の公費負担者番号はその限りではないため、項目長を30とする。 ・本項目で記載した公費負担者番号がそのままレセコンに連携されるため、レセコンに登録されるべき形式で記載する。	受給者証の券面の公費負担者番号を設定する
10	受給者証名	○	100	string	可変	・受給者証の名称を記載する。	・受給者証名称が無い場合は、受給者証が判別できる名称を記載する。	機関別受給者証種別IDに紐づく名称を設定する
11	公費受給者番号		30	string	可変	・受給者証の受給者番号に該当するものを記載する。	・国が定めた受給者番号は7桁であるが、地方単独の受給者番号はその限りではないため、項目長を30とする。 ・本項目で記載した受給者番号がそのままレセコンに連携されるため、レセコンに登録されるべき形式で記載する。	・受給者証の券面の受給者番号を設定する ・受給者番号が異なる複数の受給者証を保持する対象者の場合は受給者番号毎にレコードを作成する
12	区分		20	string	可変	・医療費助成の各制度で定められた区分を定義する。	本項目は制度ごとに異なる区分が定義される。	一律、空白を設定する

自立支援医療に関する設定内容を記載している

## 6. 検討論点4: 指定都市要件の「再検討」等について必要な要件の追加(1/2)

- 第2回障害者福祉システム等標準化検討会(令和5年9月15日開催)において、「再検討」等に関する指定都市要件は指定都市要件検討分科会で検討することとされ、以下のスケジュールで検討しています。



※ 検討内容は、厚生労働省HP( [https://www.mhlw.go.jp/stf/syougai\\_vendor\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/syougai_vendor_00006.html) )に掲載しています。

## 6. 検討論点4: 指定都市要件の「再検討」等について必要な要件の追加(2/2)

○ 指定都市要件の「再検討」等について検討した結果は、以下のとおりとなります。

指定都市要件	標準化検討会(9月15日開催)の内容		最終結果			
当初:268件 最終:313件	230件	標準化の対象外である扶養共済や地域生活支援事業に関する機能追加等であるため、指定都市分科会での検討対象外とする				
	38件 ※当初	指定都市要件検討分科会で検討する ※以下、実施済 第1回:9/28、第2回:10/12、第3回:10/26、 指定都市意見照会:11/13 ~ 12/1、第4回:12/21	追加 45件	合計 83件	合意 81件	不合意 2件

分科会において、処理件数が多く事務が回らない、事務処理上必要等の要望を追加

自治体・ベンダの構成員全てが受入可と回答した項目

分科会で検討した合計83件の主な合意／不合意の内訳

要件の分類	合意	合意の主なもの	不合意	不合意のもの
1.データの一括更新 (33件)	33件	【大量処理のために必要な機能】 ・各台帳画面で画像ファイル等を対象者へ複数登録できる機能 ・判定機関の判定内容に対して、区役所ごとに「決定日」を一括登録できる機能 等	0件	—
2.管理項目の追加 (26件)	26件	【指定都市の事務処理上、必要な項目】 ・補装具の項目(依頼事項区分や来所巡回区分など) ・自立支援医療の項目(医師名など) 等	0件	—
3.実装必須へ変更 (10件)	8件	【指定都市の事務処理上、必須な機能】 ・自立支援医療受給者証の出力機能 ・手帳番号を自動付番 ・紙手帳の出力機能 等	2件	身体障害者手帳及び療育手帳のカード型手帳作成のための標準オプション機能を実装必須機能にすることについては、カード型を対応していない又は予定がない指定都市が複数あることからベンダ2社より受入不可とされている
4.その他(14件)	14件	・障害支援区分の二次審査の帳票について行政区ごとに出力できる機能 等	0件	—

合意した81件について、「(別紙2)機能・帳票要件(指定都市)」に反映しています。

# 7. 検討論点5: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(1/2)

○ 指定都市向けの機能を指定都市以外に拡大するかについて、人口規模や大量処理のために必要な機能で標準化PMOツール等で意見をいただいている要件を拡大対象として、以下のとおり整理しています。

- ① 指定都市要件の「成案」で2.1版に反映済の機能(39件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(2件)  
 ※「資料4\_指定都市要件「成案」2.1版反映済\_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載  
 協議案\_管理番号: 18、45が拡大対象
- ② 指定都市要件の「再検討」で3.0版案で追加となった機能(54件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(4件)  
 ※「資料5\_指定都市要件検討分科会における検討要件一覧\_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載  
 協議案\_管理番号: 1、1追-5、5、110が拡大対象

○ ①について、2.1版で策定済の機能・帳票要件(指定都市)\_06.障害福祉サービス等(受給者管理)の機能ID: 0228030 を削除し、(別紙2)機能・帳票要件\_06.障害福祉サービス等(受給者管理)の機能ID: 0221329、0221330 に分割して追加しています。

機能・帳票要件 (指定都市)					【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム				審査会システム
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		修正	0228030	機能ID:0220628の「個別減免有無」・「利用者負担上限月額」及び機能ID:0220640の「医療部分負担上限月額」・「食費負担限度額」を自動判定できること。 また、機能ID:0220628は、医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。  【管理項目】 その他生活費、認定収入額、食費負担限度額(日額)、福祉部分の日額単位数、医療部分の月額医療費	○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定について、機能ID:0220619(補足給付費の自動判定)の取り扱いと同様に、自動判定を行う要件である。	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号:18、45  【第3.0版】にて、機能ID:0221329と0221330に分割	令和8年4月1日



機能・帳票要件					【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム				審査会システム
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		分割	0221329	医療型個別減免対象者の場合は、機能ID:0221273の「利用者負担上限月額」、及び機能ID:0220640の「医療部分負担上限月額」・「食費負担限度額」の判定に必要な以下の項目を管理できること。  【管理項目】 その他生活費、認定収入額、食費負担限度額(日額)、福祉部分の日額単位数、医療部分の月額医療費	○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定に必要な管理項目を管理する要件である。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件の一部見直し。	・2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号:18、45 ・【第3.0版】機能ID:0228030を指定都市以外への拡大を検討し分割	標準オプション機能であるため未規定
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		分割	0221330	医療型個別減免対象者の場合は、機能ID:0221273の「個別減免有無」・「利用者負担上限月額」及び機能ID:0220640の「医療部分負担上限月額」・「食費負担限度額」を自動判定できること。	○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定について、機能ID:0220619(補足給付費の自動判定)の取り扱いと同様に、自動判定を行う要件である。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件の一部見直し。	・2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号:18、45 ・【第3.0版】機能ID:0228030を指定都市以外への拡大を検討し分割	標準オプション機能であるため未規定

# 7. 検討論点5: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(2/2)

- ②について、指定都市要件検討分科会において3.0版案として作成した機能・帳票要件(指定都市)\_01.障害者福祉共通の機能ID: 0228043、0228044、0228045、機能・帳票要件(指定都市)\_02.身体障害者手帳の機能ID: 0228049 を削除し機能・帳票要件\_01.障害者福祉共通の機能ID:0221321、0221322、0221323、機能・帳票要件\_02.身体障害者手帳の機能ID: 0221324に追加しています。

## 01.障害者福祉共通

機能・帳票要件				【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	実装区分 審査会システム				請求審査システム	特別児童扶養手当システム
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能		新規追加	0221921	各台帳画面で、機能ID: 0220156 の資料やPDF、画像ファイル情報を複数まとめて登録できること。	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・障害者福祉の各業務フローの各処理において利用できる機能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号: 110)として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能		新規追加	0221922	各事業で管理する独自施策項目について、宛名番号、履歴番号及び独自施策項目をCSVファイルから一括登録できること。 ※1 履歴番号が空白の場合は、最新履歴に紐づけること ※2 CSVファイルの取扱は、以下の機能ID単位に分けること 機能ID: 0220256、0220332、0220397、0220458、0220605、0220655、0220885、0220944、0221017、0221103、0221157、0221158、0221160、0221168 ※3 一括登録時に更新する項目を選択できること。項目の選択方法(パラメータ等で設定、処理時に指定等)はベンダの実装範囲とする ※4 一括登録時に更新する項目に、既に値が入っている場合は、アラート(処理中止、上書き続行)を表示すること	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・各事業の各業務フローの「申請情報登録」又は「届出情報登録」が完了した後に利用する機能とする。 ・取込するCSVファイルのレイアウトは、ベンダの実装範囲とするが、宛名番号、履歴番号より対象者及び履歴に紐づけることとする。 ・宛名番号、履歴番号、区分コード、区分2コード、区分3コード、区分4コード、区分5コード、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、備考1、備考2、備考3、備考4、備考5 ※データ型や桁数等の属性は基本データリストに準じる	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号: 1)として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能		新規追加	0221923	「進行状態コード」の更新方法は、ベンダの実装範囲とする。	○	○	○	×	○	・「進行状態コード」は添付書類再提出待ち等の種別タスクの管理を目的としており、自治体毎に柔軟にコードを設定できるように、基本データリストのコード007(進行状態)において、「コードにて管理に設定」とされている。(申請、取下、却下、決定、廃止等のステータスは、「資格状態コード」で管理されている。)。 ・一方で、各日付項目の入力等と連動させる形で「進行状態コード」を自動的に更新させることで、項目間の不整合を抑制し、入力負担とならないシステム設計としているベンダも存在する。 ・そのため、標準仕様書における機能としては、ベンダの実装範囲としている。 ・期) 区役所や判定機関での処理の進行状態を管理するために「申請入力中」、「申請入力済」、「判定依頼中」、「判定済」、「決定済」を管理し更新する等。 ・また、他の管理項目の入力と連動する等して「進行状態コード」を自動更新させる等、利用者の利便性を考慮した実装がある場合は、基本データリストのコード007(進行状態)のコード値でベンダの実装範囲での対応も可能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号: 1)として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能		新規追加	0221259	「氏名優先区分コード」は、外国人住民に送付する通知書・お知らせ等の窓空宛名部分の氏名欄の印字で利用できること。 ※「氏名優先区分コード」の内容は、001_住民基本台帳_基本データリストのコードID: 014 (氏名優先区分) となる	◎	◎	◎	×	◎	・「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。 【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定

## 02.身体障害者手帳

機能・帳票要件				【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)				適合基準日	
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能		新規追加	0221324	機能ID: 0220229 (対象者の申請日時時点年齢が15歳未満で保護者未入力の場合は、エラーメッセージを表示すること)について、「保護者未入力の場合」を「保護者未入力の場合又は対象者と保護者が同一の場合」とすること。	○					・人口規模や大量処理のために必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号: 5)として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定

## 8. 検討論点6:標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直し

検討中の内容を含む

○ 標準化PMOツールのご意見等を踏まえた標準仕様書の改定は、以下のとおり対応しています。

標準仕様書	対応件数			主な対応内容
	追加	修正	削除	
障害者福祉システム標準仕様書(本編)	1件	3件	なし	表3-11 一括処理(標準オプション機能)に機能を追加している
(別紙1)業務フロー	なし	なし	なし	検討論点2で対応している
(別紙2)機能・帳票要件	81件	5件	39件	計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書のシステム印字項目の通番6「区分」について、印字すべき管理項目がないため、管理項目(計画相談支援届出区分、障害児相談支援届出区分)を追加している 等 ※ 実装必須機能として追加した機能及び削除した機能の適合基準日は令和8年4月1日としている
(別紙2)機能・帳票要件(指定都市)	なし	なし	なし	検討論点4にて対応している
(別紙3)帳票詳細要件	4件	17件	なし	・身体障害者手帳交付申請書、再交付申請書の申請者枠、15歳未満の児童枠を、本人枠、保護者枠とし、個人番号欄は本人枠のみとなるように修正している ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取下届を追加している 等
(別紙4)帳票レイアウト	4件	9件	なし	
(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容	なし	なし	なし	検討論点3で対応している

※ 正誤対応の件数は含めておりません。また、検討論点1～検討論点5による対応は含めておりません。

具体的な対応内容(正誤対応を含む)は、11月WT、1月WT、2月WT資料に記載しています。

## 9. 2月WT後の標準仕様書の変更点(1/5)

○ 2月WT後の標準仕様書は、以下のとおり修正しています。

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容																																													
1	<p>【検討課題一覧 No.101】</p> <p>障害者福祉システムの機能の一部を別システムにおいて調達する場合、データ要件・連携要件の適合確認では切り出した機能は切り出した先のシステムで適合確認し、障害者福祉システムで適合確認しない場合にも対応する必要があるため、切り出す機能を特定する必要がある。</p>	<p>例示する書きぶりであるが、4機能(精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)、自立支援医療(育成医療)、特別児童扶養手当)に限定する書きぶりではないと考えるため、記載ぶりを変更いたしました。</p> <p>○変更箇所</p> <p>第1章 本仕様書について</p> <p>3. 本仕様書の内容</p> <p>(3) 障害者福祉システム特有の調達要件について</p> <p>地方自治体により、例えば精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院医療)は健康管理システムの一部、特別児童扶養手当と自立支援医療(育成医療)は児童福祉システムの一部、のようにシステムの括りとしては別システムとして調達する場合があります。←</p> <p>このように機能の一部を別システムにおいて調達する場合は、<u>精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)、自立支援医療(育成医療)特別児童扶養手当についてその機能については、障害者福祉システムの機能として調達しないことができる。</u>←</p> <p>図 1-5 一部の機能を他業務システムとして調達する場合のイメージ←</p> <table border="1" data-bbox="687 858 1547 1332"> <thead> <tr> <th colspan="11">障害者福祉システム</th> <th colspan="4">健康管理システム</th> <th colspan="5">児童福祉システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者福祉共通</td> <td>身体障害者手帳</td> <td>療育手帳</td> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>困窮手当</td> <td>障害福祉サービス等・受給者管理</td> <td>障害福祉サービス等・給付管理</td> <td>自立支援医療・更生医療</td> <td>自立支援医療・育成医療</td> <td>自立支援医療・精神通院医療</td> <td>補装具</td> <td>特別児童扶養手当</td> <td>健康管理共通</td> <td>成人保健</td> <td>母子保健</td> <td>予防接種</td> <td>精神手帳</td> <td>精神通院医療</td> <td>育成医療</td> <td>児童手当共通</td> <td>児童手当業務</td> <td>児童扶養手当共通</td> <td>児童扶養手当業務</td> <td>特別児童扶養手当</td> <td>育成医療</td> </tr> </tbody> </table>	障害者福祉システム											健康管理システム				児童福祉システム					障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	困窮手当	障害福祉サービス等・受給者管理	障害福祉サービス等・給付管理	自立支援医療・更生医療	自立支援医療・育成医療	自立支援医療・精神通院医療	補装具	特別児童扶養手当	健康管理共通	成人保健	母子保健	予防接種	精神手帳	精神通院医療	育成医療	児童手当共通	児童手当業務	児童扶養手当共通	児童扶養手当業務	特別児童扶養手当	育成医療
障害者福祉システム											健康管理システム				児童福祉システム																																
障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	困窮手当	障害福祉サービス等・受給者管理	障害福祉サービス等・給付管理	自立支援医療・更生医療	自立支援医療・育成医療	自立支援医療・精神通院医療	補装具	特別児童扶養手当	健康管理共通	成人保健	母子保健	予防接種	精神手帳	精神通院医療	育成医療	児童手当共通	児童手当業務	児童扶養手当共通	児童扶養手当業務	特別児童扶養手当	育成医療																							

# 9. 2月WT後の標準仕様書の変更点(2/5)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容																																																				
2	<p>【第4回WT意見集約一覧 No.19】                      (別紙2)機能・帳票要件.pdf                      機能ID:0220028、0220029、0220030、0221259</p> <p>いずれも実装必須(サブユニットによっては標準オプションや実装不可もありますが)の機能ですが、[適合基準日]の欄に「標準オプション機能であるため未規定」と記載されています。これは誤記で、「令和8年4月1日」が正しいでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおりとなりますので、適合基準日を「令和8年4月1日」に修正しました。</p> <table border="1" data-bbox="678 268 1868 634"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="5">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> <th rowspan="2">備考(改定内容等)</th> <th rowspan="2">適合基準日</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>障害者総合支援システム</th> <th>審査会システム</th> <th>請求審査システム</th> <th>特別児童扶養手当システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0220028</td> <td>個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、身体障害者手帳情報を提供する。</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td rowspan="4">個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。  ・「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。  【第3.0版】標準化ツールへの意見等により当該機能を追加している。</td> <td>【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220032の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更</td> <td>標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日</td> </tr> <tr> <td>0220029</td> <td>個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、療育手帳情報を提供する。</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220034の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更</td> <td>標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日</td> </tr> <tr> <td>0220030</td> <td>個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、精神障害者保健福祉手帳情報を提供する。</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220036の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更</td> <td>標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日</td> </tr> <tr> <td>0221259</td> <td>「氏名優先区分コード」は、外国人住民に送付する通知書・お知らせ等の窓空宛名部分の氏名欄の印字で利用すること。  ※「氏名優先区分コード」の内容は、001「住民基本台帳 基本データリストのコードID:014(氏名優先区分)」となる</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>◎</td> <td>【第3.0版】標準化検討会における検討により追加</td> <td>標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	0220028	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、身体障害者手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×	個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。  ・「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。  【第3.0版】標準化ツールへの意見等により当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220032の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日	0220029	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、療育手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220034の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日	0220030	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、精神障害者保健福祉手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220036の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日	0221259	「氏名優先区分コード」は、外国人住民に送付する通知書・お知らせ等の窓空宛名部分の氏名欄の印字で利用すること。  ※「氏名優先区分コード」の内容は、001「住民基本台帳 基本データリストのコードID:014(氏名優先区分)」となる	◎	◎	◎	×	◎	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日
機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日																																													
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム																																																
0220028	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、身体障害者手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×	個人住民税システムのように、手帳情報の連携を実装必須としている他業務があるため実装必須としている。連携する項目は連携要件に定められる。  ・「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。  【第3.0版】標準化ツールへの意見等により当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220032の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日																																													
0220029	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、療育手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×		【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220034の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日																																													
0220030	個人住民税システム等の他システムやサブユニットに、精神障害者保健福祉手帳情報を提供する。	◎	○	×	×	×		【第3.0版】標準化検討会における検討により、機能ID:0220036の照会に対する提供機能が必要であるため、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日																																													
0221259	「氏名優先区分コード」は、外国人住民に送付する通知書・お知らせ等の窓空宛名部分の氏名欄の印字で利用すること。  ※「氏名優先区分コード」の内容は、001「住民基本台帳 基本データリストのコードID:014(氏名優先区分)」となる	◎	◎	◎	×	◎		【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定 令和8年4月1日																																													
3	<p>【第4回WT意見集約一覧 No.13】                      機能ID:0220863、0220942、0221013</p> <p>要件の考え方・理由に以下の記載が追加されているが、この内容は機能要件として記載すべき内容ではないかと考えており、機能ID:0220870の機能要件に追加する必要があると考えます。</p> <p>「受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。」の記載は、要件の考え方ではなく、機能としての実装が必要なものであると想定しているため</p>	<p>ご意見のとおり、チェック機能となるため「要件の考え方・理由」への記載ではなく、「機能要件」へ記載するよう修正しました。なお、機能ID:0220870、0220949、0221023は受給者番号の自動付番機能であるため機能ID:0221365、0221366、0221367に対応させていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="687 868 1653 1325"> <thead> <tr> <th>機能ID</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0221365</td> <td>認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 ※3 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2  ※1 判定結果には却下、決定の他に取落ちも含むこと ※2 経過的特例有効期間には経過的特例が延長された場合の有効期間を設定すること ※3 受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。</td> <td>◎</td> <td>・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01:自立支援医療受給者証(表画)の"印字編集条件など"に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由には、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1284 1249 1850 1339" style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「要件の考え方・理由」に記載の内容を「機能要件」へ記載</p> </div>	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	0221365	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 ※3 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2  ※1 判定結果には却下、決定の他に取落ちも含むこと ※2 経過的特例有効期間には経過的特例が延長された場合の有効期間を設定すること ※3 受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。	◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01:自立支援医療受給者証(表画)の"印字編集条件など"に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由には、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。																																												
機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由																																																			
0221365	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 ※3 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2  ※1 判定結果には却下、決定の他に取落ちも含むこと ※2 経過的特例有効期間には経過的特例が延長された場合の有効期間を設定すること ※3 受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。	◎	・「公費負担者番号」は台帳の管理項目とはせず、帳票詳細要件 01:自立支援医療受給者証(表画)の"印字編集条件など"に印字条件を記載している。 ・却下理由コード及び却下理由には、「却下通知書」出力時に却下理由に印字する項目として管理項目としている。 ・受給者番号の付番方法は(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法とし、受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みとすること。 ・経過的特例時の有効期間は受給者証に印字する管理項目として記載している。今後、経過措置廃止の場合は削除予定とする。 ・受給者証適用開始日は変更申請、届出の内容が受給者証へ有効となる日付を入力する。																																																			

## 9. 2月WT後の標準仕様書の変更点(3/5)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容																											
4	<p>【検討課題一覧 No.104】 PMHIに関するベンダーの相談を受ける中で、自立支援医療の標準仕様書において、「JSON形式でのAPI連携」が要件とされている点について、CSV形式ではだめなのかという問い合わせがあった。過去に厚生労働省より同様の質問を受けており、「JSON形式でのAPI連携」と回答しているため標準仕様書へ该内容が規定されていると思われるが、引き続きCSV形式の連携も検討したいと考えている。</p>	<p>標準仕様書の該当機能の要件の考え方・理由欄へ「CSVファイルの添付によるAPI連携機能の追加について、令和6年度に検討する予定である。」と記載し、令和6年度に検討とさせていただきます。※機能ID:0221278、0221287、0221295</p> <table border="1" data-bbox="683 361 1856 729"> <thead> <tr> <th>機能ID</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0221278</td> <td>                     JSON形式のAPI連携により、PMHIに受給資格情報を提供できること。                      ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体)」に準拠すること                      ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること                      ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨                      ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること                 </td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td>                     ・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。                      ・差分連携は令和6年度にデジタル庁が開発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。                      ・CSVファイルの添付によるAPI連携機能の追加について、令和6年度に検討する予定である。                      【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">CSVファイルの連携は令和6年度に検討予定を追記</p>	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	0221278	JSON形式のAPI連携により、PMHIに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 ・差分連携は令和6年度にデジタル庁が開発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。 ・CSVファイルの添付によるAPI連携機能の追加について、令和6年度に検討する予定である。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。																			
機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由																										
0221278	JSON形式のAPI連携により、PMHIに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	・各項目の設定は「PMH登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 ・差分連携は令和6年度にデジタル庁が開発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。 ・CSVファイルの添付によるAPI連携機能の追加について、令和6年度に検討する予定である。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。																										
5	<p>【第4回WT意見集約一覧 No.17】 帳票ID:0220189 07.審査依頼書 07.審査依頼書 通番17「障害名」について 「公費負担となる障害名」を印字する解釈でよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、「公費負担の対象となる障害」を印字となりますが、記載が不適切であるため、「印字編集条件など」を「育成医療の管理項目「公費負担の対象となる障害」を印字する」に修正しました。</p> <table border="1" data-bbox="683 1053 1843 1150"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通番</th> <th rowspan="2">システム印字項目</th> <th colspan="3">実装項目</th> <th rowspan="2">印字編集条件など</th> </tr> <tr> <th>必須</th> <th>オプション</th> <th>不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>再交付日</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> <td></td> <td>和暦表記</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>障害名</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> <td></td> <td>育成医療の管理項目「公費負担の対象となる障害名」を印字する</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>審査依頼事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◎ 文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、設定された文言</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">管理項目の「公費負担の対象となる障害」に修正</p>	通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など	必須	オプション	不可	16	再交付日	●			和暦表記	17	障害名	●			育成医療の管理項目「公費負担の対象となる障害名」を印字する	18	審査依頼事項				◎ 文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、設定された文言
通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など																								
		必須	オプション	不可																									
16	再交付日	●			和暦表記																								
17	障害名	●			育成医療の管理項目「公費負担の対象となる障害名」を印字する																								
18	審査依頼事項				◎ 文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、設定された文言																								

## 9. 2月WT後の標準仕様書の変更点(4/5)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容																											
6	<p>【第4回WT意見集約一覧 No.1】 機能ID:0221303の【管理項目】では「借受中間変更月」と規定されているが、※2の注釈のなかでは「借受中間変更開始月」と記載されている。同一項目であれば表記を揃えるべきと考える。</p>	<p>※2の注釈に記載してある「借受中間変更開始月」は管理項目にて「借受中間変更月」と規定した項目と同一項目であり、ご指摘のとおりのため「借受中間変更月」に訂正させていただきました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:0221303</p> <table border="1" data-bbox="697 425 1846 853"> <thead> <tr> <th data-bbox="697 425 838 501">機能ID</th> <th data-bbox="838 425 1846 501">機能要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 501 838 853">0221303</td> <td data-bbox="838 501 1846 853"> <p>判定・決定等に基づき以下の情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 同月法定内自己負担額 ※1 借受中間変更月 ※2 借受中間変更法定内自己負担額 ※2 借受中間変更公費負担額 ※2</p> <p>※1 同月法定内自己負担額は、同月内で既に決定している法定内自己負担額の合計となる。 ※2 借受中間変更開始月、借受中間変更法定内自己負担額、借受中間変更公費負担額は、すでに別の補装具の借受を決定をしており、今回の借受期間中に前回の借受最終月を迎えた場合、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額が変更となるため変更月、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額管理を管理する項目である。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機能ID	機能要件	0221303	<p>判定・決定等に基づき以下の情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 同月法定内自己負担額 ※1 借受中間変更月 ※2 借受中間変更法定内自己負担額 ※2 借受中間変更公費負担額 ※2</p> <p>※1 同月法定内自己負担額は、同月内で既に決定している法定内自己負担額の合計となる。 ※2 借受中間変更開始月、借受中間変更法定内自己負担額、借受中間変更公費負担額は、すでに別の補装具の借受を決定をしており、今回の借受期間中に前回の借受最終月を迎えた場合、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額が変更となるため変更月、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額管理を管理する項目である。</p>																							
機能ID	機能要件																												
0221303	<p>判定・決定等に基づき以下の情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 同月法定内自己負担額 ※1 借受中間変更月 ※2 借受中間変更法定内自己負担額 ※2 借受中間変更公費負担額 ※2</p> <p>※1 同月法定内自己負担額は、同月内で既に決定している法定内自己負担額の合計となる。 ※2 借受中間変更開始月、借受中間変更法定内自己負担額、借受中間変更公費負担額は、すでに別の補装具の借受を決定をしており、今回の借受期間中に前回の借受最終月を迎えた場合、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額が変更となるため変更月、借受中間法定内自己負担額、借受中間公費負担額管理を管理する項目である。</p>																												
7	<p>【第4回WT意見集約一覧 No.16】 帳票ID:0220213 03.判定通知書 03.判定通知書 通番10「補装具」を削除していただきたい。 様式中に「補装具」欄もなく、かつ、「判定依頼事項」欄に用具名称を記載する運用を想定されていることから、通番10は不要と思われるため。</p>	<p>ご意見のとおり、誤記であるため、03.判定通知書の通番10「補装具名」は削除しました。</p> <table border="1" data-bbox="697 1011 1846 1136"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通番</th> <th rowspan="2">システム印字項目</th> <th colspan="3">実装項目</th> <th rowspan="2">印字編集条件など</th> </tr> <tr> <th>必須</th> <th>オプション</th> <th>不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>固定文言1</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、設定された文言を印字すること。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>補装具名</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>身体障害者手帳番号</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>手帳交付者コードのコード内容+全角スペース+第○○○号</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="832 1158 1421 1222" style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>通番10の「補装具名」を削除</p> </div>	通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など	必須	オプション	不可	9	固定文言1	●			文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、設定された文言を印字すること。	10	補装具名	●				11	身体障害者手帳番号	●			手帳交付者コードのコード内容+全角スペース+第○○○号
通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など																								
		必須	オプション	不可																									
9	固定文言1	●			文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、設定された文言を印字すること。																								
10	補装具名	●																											
11	身体障害者手帳番号	●			手帳交付者コードのコード内容+全角スペース+第○○○号																								

## 9. 2月WT後の標準仕様書の変更点(5/5)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容																	
8	<p>【第4回WT意見集約一覧 No.2】 機能ID:0221155の不支給の管理について、国制度手当と同様に受給者単位の管理で運用が足りることから、受給者単位の管理に変更したとあるが、複数児童が対象となっていて、そのうち1名分の診断書が遅れた場合はどのように管理すればよいか。</p>	<p>支給・不支給の処理自体は受給者に対するものであるため、受給者単位の管理に変更しております。不支給の根拠として、対象児童が複数かつ診断書が遅れた児童につきましては、管理対象となる件数が少ないことから専用の管理項目を設けるのではなく、管理項目の「不支給理由」で管理すれば足りると考えております。</p> <p>これらのことから、要件の考え方・理由欄に、以下の内容を追加いたしました。 「支給対象障害児が複数かつ一部の支給対象障害児が有期認定の更新が遅れた場合等は不支給理由で管理する。」</p> <table border="1" data-bbox="699 525 1856 922"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="2">実装区分</th> <th rowspan="2">要件の考え方・理由</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>特別児童扶養手当システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0221354</td> <td>不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給年月 不支給解除年月 不支給理由 時効による不支給有無</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>・不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。</td> </tr> <tr> <td>0221355</td> <td>不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給決定日 不支給解除決定日 時効予定日</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>・支給対象障害児が複数かつ一部の支給対象障害児が有期認定の更新が遅れた場合等は不支給理由で管理する。  ・自治体やベンダの管理幅が異なることから、2つの機能IDに分けている。</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	0221354	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給年月 不支給解除年月 不支給理由 時効による不支給有無	○	○	・不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。	0221355	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給決定日 不支給解除決定日 時効予定日	○	○	・支給対象障害児が複数かつ一部の支給対象障害児が有期認定の更新が遅れた場合等は不支給理由で管理する。  ・自治体やベンダの管理幅が異なることから、2つの機能IDに分けている。
機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由														
		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム																
0221354	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給年月 不支給解除年月 不支給理由 時効による不支給有無	○	○	・不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。															
0221355	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給決定日 不支給解除決定日 時効予定日	○	○	・支給対象障害児が複数かつ一部の支給対象障害児が有期認定の更新が遅れた場合等は不支給理由で管理する。  ・自治体やベンダの管理幅が異なることから、2つの機能IDに分けている。															

# 10. 主な継続検討事項や確認事項

○ 主な継続検討事項や確認事項は、以下のとおりとなります。

No	継続検討・確認事項	検討の概要	対応の方向性
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	現時点において、「審査支払等システムのインターフェース仕様書(案)」に対しては標準仕様書の見直しは不要と考えており、3.0版案に反映していない。	<u>「介護給付費等に係る支給決定事務等について」や「障害児通所給付決定事務等について」の案を確認の上、必要に応じて3.0版に反映する可能性がある。</u> なお、令和7年10月利用開始の就労選択支援の創設に伴う標準仕様書の見直しは、令和6年度を想定している。
2	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応	省令改正案を踏まえた3.0版案について、11月WTで検討し、全国意見照会のご意見等を反映した内容を2月WTで検討しており、省令改正案を踏まえた対応は完了している。	令和5年政令第317号において、証書の廃止について令和6年7月1日に施行することとなっているが、現時点において <u>省令改正検討中であるため、省令改正案のパブリックコメント等を踏まえ、3.0版に反映する可能性がある。</u>
3	令和6年度税制改正の「定額減税」の対応	「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日 閣議決定)における所得税・個人住民税の定額減税の扱いについて、厚生労働省で検討中となっている。	<u>障害福祉サービス等、自立支援医療、補装具における所得区分判定が市町村民税所得割額(定額減税前)となる場合は、「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」の案や事務連絡の内容等を確認の上、必要に応じて3.0版に反映する可能性がある。</u>
4	障害児補装具の所得制限撤廃の対応	「こども未来戦略会議」(令和5年12月12日 内閣官房 開催)における、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限の撤廃の扱いについて、こども家庭庁及び厚生労働省で検討中となっている。	<u>所得区分が「4. 一定所得以上」となる申請者が「3. 一般」になるのであれば、標準仕様書の見直しは不要と考えているが、事務連絡の内容等を確認の上、必要に応じて3.0版に反映する可能性がある。</u>
5	標準化PMOツール等のご意見による対応	公費負担医療のオンライン資格確認を医療機関で行うにあたり、紙の受給者証の扱いについては未検討となっている。	自立支援医療のオンライン資格確認に伴う受給者証の扱い等、令和6年度以降の検討としているご意見については、令和6年度に申し送りしている。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性があります。

・政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項